

必要書類その1・・・扶養申請すべてに共通

被扶養者として 申請する方		提出書類（「必要書類その2」と一緒に、5日以内に管轄総務課に提出すること）						
		被扶養者 異動届	被扶養者 状況届	住民票 （世帯全員）	戸籍謄本	必要書類 その2へ	送金証明 （単身赴任を除く、別 居の場合）	その他
配偶者	妻	●	●	●		●	●	・国民年金第3号届も必要です。 （詳しくは事業所の社会保険担当者（庶務手続きされる部署）にお問合せください）
	夫	●	●	●		●	●	
子	新生児	●	●	●			●	
	中学生まで	●	●	●			●	
	高校以上学生	●	●	●		●	●	
	その他	●	●	●		●	●	
父母		●	●	●	●	●	●	
その他		●	●	●	●	●	●	

※被保険者の扶養能力・社会通念などを総合的に審査し、健保組合にて判断します。

※所定の書類だけでは判断がつかない場合、別途追加書類をお願いすることがあります。

※住民票（世帯全員）・・・発行日から3か月以内で続柄、性別、筆頭者が表示され（省略等、記載のないものは不可）「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載がある原本が必要となります。

本籍と個人番号は表示を省略してください。（記載されている場合はマジック等で塗りつぶしてください）

※送金証明・・・別居の場合、原則手渡し不可です。（単身赴任による場合は、送金証明不要）

被扶養者として申請する方の収入と同額以上の送金をしていない場合は、扶養を認めることができません。

※被扶養者として申請する方が外国籍の場合、上記提出書類以外に住民票（在留期間がわかるもの）または在留カードの写しが必要となります。